

第 6 章 防災指針

1 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めま
す。様々な災害のうち、洪水、雨水出水等による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形
成されていることも多いことから、この範囲を全て居住誘導区域から除外することは現実的
に困難であると想定されます。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居
住誘導区域から除外することに限界があります。このため、居住誘導区域における災害リス
クをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施して
いくことが求められます。

立地適正化計画においては、亀岡市地域防災計画や亀岡市国土強靱化地域計画等と整合を
図りながら、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため防
災指針を定めるとともに、当該指針に基づく具体的な取組を位置づけることとなります。

(1) 背景

近年、自然災害が激甚化・頻発化の傾向をみせており、このような自然災害への対策が急務
となっています。そのような中、令和 2（2020）年 6 月に都市再生特別措置法が改正され、立
地適正化計画の記載事項として、防災指針が追加され、市町村は居住誘導区域内等における
災害対策・安全確保策を定めるものとされました。

(2) 防災指針の目的

防災指針とは、本計画で定める誘導区域内に、住宅や必要となる都市機能増進施設を誘導
するための災害対策・安全確保策を定めるものであり、これをもとに計画的かつ効果的に防
災・減災に取り組む必要があります。

本防災指針では、災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するためのハード・ソフ
トの取組を示します。取組及び方針の検討に当たってはハザード情報の重ね合わせによる分
析・整理を行ったうえで以下の観点で取組及び方針を定めます。

- 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制【災害リスクの回避】
- 災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域、都市機能
誘導区域から除外することによる立地誘導【災害リスクの回避】
- 居住誘導区域等における安全を確保するためのハード、ソフトの防災・減災対策
【災害リスクの低減】

2 防災指針検討の流れ

防災指針の検討は、『立地適正化計画策定の手引き』に示されている検討フローを参考に以下の手順を進めます。

(1) 防災指針の検討の流れ

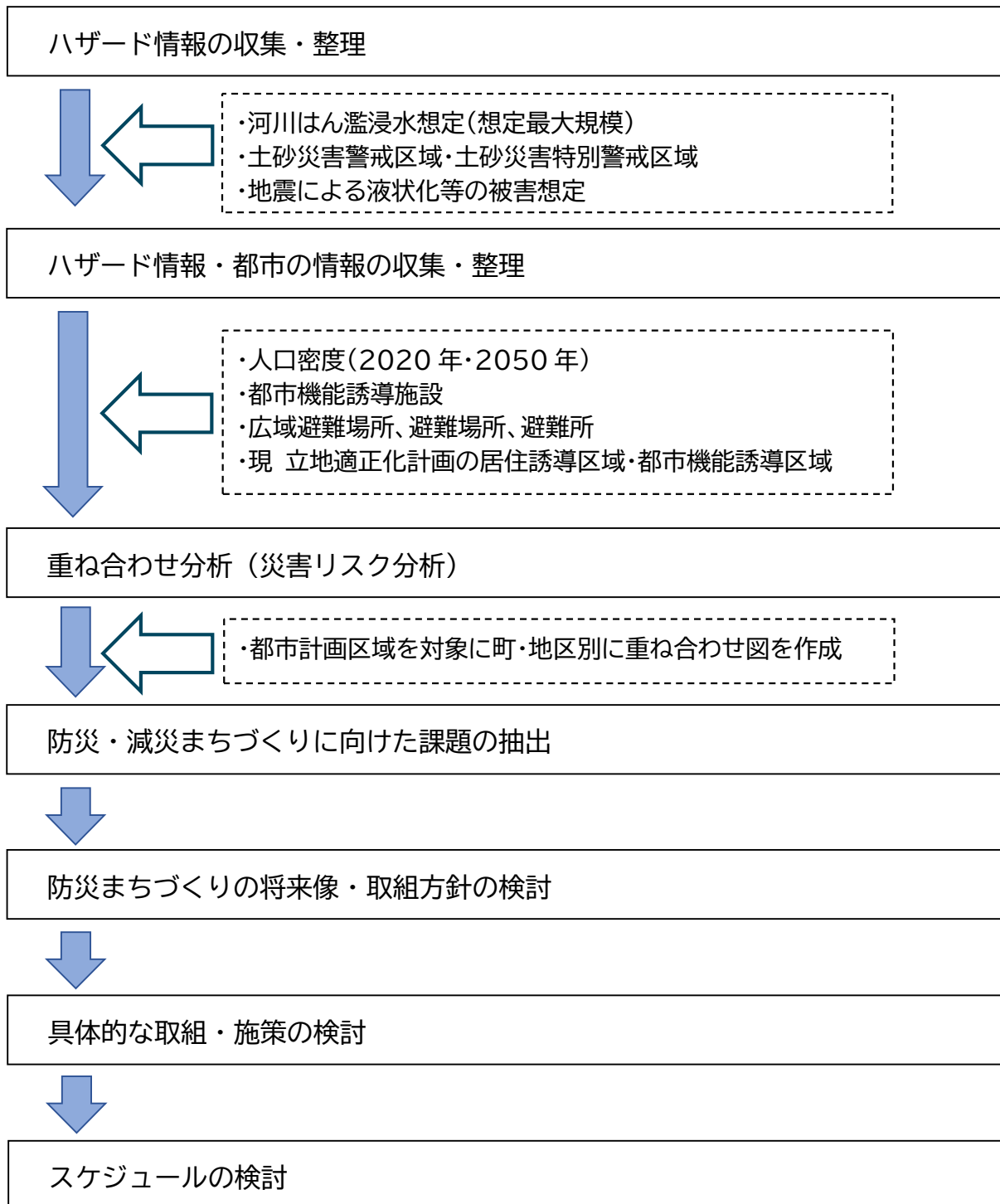


図 防災指針検討フロー

(2) 対象とするハザード情報

災害種別	ハザード情報	根拠法令等
土砂	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 ・急傾斜地 ・土石流	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
洪水	河川はん濫浸水想定区域 ○対象河川：桂川、犬飼川、鶉ノ川、西川、年谷川、雑水川、愛宕谷川、七谷川、古川、山内川、菰川、千々川、法貴谷川、三俣川、曾我谷川 ・想定最大規模 1/1,000	水防法
	洪水家屋倒壊等氾濫想定区域 ・河岸浸食 ・氾濫流	水防法
地震	揺れやすさ（震度分布）	—
	建物危険度（建物全壊率）	—
	大規模盛土造成地 ・谷埋め型 ・腹付け型	宅地造成等規制法
地震（液状化）	液状化危険度	—

※津波については、本市における被害想定がないため対象としない。

(3) 災害リスクと居住誘導区域との関係

居住誘導区域の設定に当たり、都市再生特別措置法（以下この章において「都市再生法」という。）や都市計画運用指針において示されている事項は、以下の通りです。

①居住誘導区域を定めないと規定されている区域（災害リスクに関連するもののみ抜粋） （都市再生法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条）

居住誘導区域に含めてはならない区域	根拠法令等
<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 	都市再生法 第 81 条第 19 項
<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 ・特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域 	都市再生特別措置法施行令 第 30 条

②原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域（都市計画運用指針）

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	根拠法令等
<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害特別警戒区域 ・災害危険区域（上記①に掲げる区域を除く。） <p>なお、津波災害特別警戒区域において市町村が定める条例により住宅等についても特定開発行為及び特定建築行為の許可に係らしめる場合や災害危険区域において災害防止上必要な建築物の建築に関する制限を定める場合は、これらの区域内における新たな施設や住宅等の立地に当たって必要な対策が講じられることとなる。これらの規制に加え、避難路・避難場所や警戒避難体制の整備等、想定される災害に対して必要なハード・ソフトの防災・減災対策が講じられている土地の区域については、関係部局と協議の上、居住誘導区域とすることが考えられる。</p>	第 13 版 都市計画運用指針 p. 40、41

③災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	根拠法令等
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する<u>土砂災害警戒区域</u> ・津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する<u>津波災害警戒区域</u> ・水防法第15条第1項第4号に規定する<u>浸水想定区域</u> ・<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>第4条第1項に規定する<u>基礎調査</u>、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号に規定する<u>都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域</u> 	<p>第13版 都市計画運用指針 p.41</p>

3 防災・減災まちづくりに向けた課題と対策

各種ハザード情報の重ね合わせにより、防災・減災まちづくりに向けた課題とその対策を、居住誘導区域内についてエリア別（亀岡地区、つつじヶ丘地区、篠町、曾我部町、大井町、千代川町）に示します。

(1) 亀岡地区

ハザード	誘導区域における防災・減災上の課題	防災・減災対策
①河川はん濫浸水 想定・1000年確 率	JR山陰本線の沿線に位置する、住宅用地として利用されている河原町とその周辺では、浸水深2.0～3.0m未満の浸水が想定されている。しかし、周辺には避難施設、避難場所、指定避難所等が指定されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水等に対応した指定避難場所の見直し ・洪水災害リスクの高い住宅地における避難体制の強化
	居住誘導区域に指定されている亀岡駅北には、JR山陰本線と交差するアンダーパスがあり、アンダーパスとその周辺では浸水深3.0m以上の浸水が想定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時のアンダーパス部における進入車両への注意喚起の強化
	亀岡駅の南部に位置する、商業用地と公共施設用地として利用されている古世町西内坪とその周辺では、浸水深2.0～3.0m未満の浸水が想定されている。しかし、周辺には避難施設・避難場所が1施設のみ（亀岡市文化資料館）である。また、亀岡駅の周辺では安全な場所へ避難しようとする際、駅の南北方向を容易に通行できるルートがなく、鉄道が避難の妨げになる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な避難誘導の強化 ・洪水災害リスクの高いエリアの周知
②土砂災害	<p>住宅用地として利用されている下矢田町の傾斜地に隣接する一部のエリアでは、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）が指定されている。土砂災害は、大雨だけでなく地震などにより引き起こされることもあり、突発的に発生するという特徴がある。</p> <p>周辺には土砂災害に対応した指定避難場所が指定されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府への土砂災害防止施設の整備の働きかけ ・土砂災害に対応した指定避難場所の見直し ・災害リスクの高い住宅地における避難体制の強化

③地震による液状化及び建物倒壊	<p>震度6強以上の揺れが予想される。</p> <p>低地が広がる地区であることから液状化発生の可能性が高い。</p> <p>古い木造家屋の割合が比較的高く、建物倒壊の可能性が懸念される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化予測や事前の液状化対策についての情報発信 ・亀岡市建築物耐震改修促進計画に基づく取組みの推進
④大規模盛土造成地	<p>居住誘導区域内に大規模盛土造成地はみられない。</p>	なし

(2) 篠町・つつじヶ丘

ハザード	誘導区域における防災・減災上の課題	防災・減災対策
①河川はん濫浸水想定・1000年確率	<p>JR山陰本線の沿線に位置する、住宅用地として利用されている篠町柏原久保垣内とその周辺では、浸水深2.0～3.0m未満の浸水が想定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水災害リスクの高い住宅地における避難体制の強化
②土砂災害	<p>住宅用地として利用されている南つつじヶ丘桜台や南つつじヶ丘大葉台、西つつじヶ丘美山台の傾斜地に隣接する丘陵地の一部のエリアでは、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)が指定されている。土砂災害は、大雨だけでなく地震などにより引き起こされることもあり、突発的に発生するという特徴がある。</p> <p>特に南つつじヶ丘桜台周辺には土砂災害に対応した指定避難場所が指定されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府への土砂災害防止施設の整備の働きかけ ・土砂災害に対応した指定避難場所の見直し ・災害リスクの高い住宅地における避難体制の強化
	<p>住宅用地として利用されている西つつじヶ丘美山台の傾斜地に隣接する丘陵地の一部のエリアでは、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(土石流、急傾斜地)が指定されている。土砂災害は、大雨だけでなく地震などにより引き起こされることもあり、突発的に発生するという特徴がある。また土石流は、大雨により引き起こされ、破壊力が大きく速度が速いのが特徴である。</p>	

③地震による液状化及び建物倒壊	震度5強～6弱程度の揺れが予想される。台地に形成された比較的新しい住宅用地であることから、液状化発生の可能性や建物倒壊の可能性は低い。	なし
④大規模盛土造成地	住宅用地として利用されている南つつじヶ丘桜台や南つつじヶ丘大葉台、西つつじヶ丘五月台の広範囲に大規模盛土造成地が分布している。	・大規模盛土造成地の変動予測調査の実施と必要に応じた対策の検討

(3) 千代川町・大井町

ハザード	誘導区域における防災・減災上の課題	防災・減災対策
①河川はん濫浸水想定・1000年確率	犬飼川沿いの、住宅用地と商業用地として利用されている並河の一部のエリアでは、浸水深3.0m以上の浸水が想定されているが、住宅用地においては、既にかさ上げ造成が実施されている。 周辺には避難施設・避難場所や指定避難所等が指定されていない。	・洪水に対応した指定避難場所の見直し ・洪水災害リスクの高い住宅地における避難体制の強化
②土砂災害	居住誘導区域に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定はない。	なし
③地震による液状化及び建物倒壊	震度6強以上の揺れが予想される。低地が広がる地区であることから液状化発生の可能性が高い。	・液状化予測や事前の液状化対策についての情報発信
④大規模盛土造成地	居住誘導区域内に大規模盛土造成地はみられない。	なし

(4) 曾我部町

ハザード	誘導区域における防災・減災上の課題	防災・減災対策
①河川はん濫浸水想定・1000年確率	住宅用地や商業用地などには利用されていないが、居住誘導区域内で、浸水深2.0～3.0m未満の浸水が想定されている箇所がみられる。	・洪水災害リスクの高いエリアの周知
②土砂災害	教育施設(大学)や住宅用地として利用されている南条や学ヶ丘の傾斜地に隣接する一部のエリアでは、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(土石流、急傾	・京都府への土砂災害防止施設の整備の働きかけ ・土砂災害に対応した指定避難場所の設置

	<p>斜地)が指定されている。土砂災害は、大雨だけでなく地震などにより引き起こされることもあり、突発的に発生するという特徴がある。また土石流は、大雨により引き起こされ、破壊力が大きく速度が速いのが特徴である。</p> <p>周辺には土砂災害に対応した指定避難場所が指定されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの高い住宅地における避難体制の強化 ・大学への避難体制整備の呼びかけ
③地震による液状化及び建物倒壊	<p>震度6強程度の揺れが予想される。</p> <p>古い木造家屋の割合が比較的高く、建物倒壊の可能性が懸念される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市建築物耐震改修促進計画に基づく取組みの推進
④大規模盛土造成地	<p>居住誘導区域内に大規模盛土造成地はみられない。</p>	なし

4 取組方針

(1) 防災まちづくりの方針

立地適正化計画では、まちづくりの方針として、「育てる・働く・楽しむ 安全・安心で快適にくらせるまちづくり」を掲げています。

また、それを実現するために3つの重点方針を掲げており、そのうちのひとつとして、「安全・安心の推進 ～誰もが安全・安心に暮らし続けられるまち～」を設定しています。

本市は、既にコンパクトな都市構造を有していることから、市街化区域の大部分を居住誘導区域に指定しており、居住誘導区域においては洪水及び土砂災害からの安全性が一定確保されている状況にあります。一方で、桂川に近いJR山陰本線沿線では、一部のエリアで浸水が想定されている箇所がみられ、また、山手の方では傾斜地に隣接する一部のエリアが土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されています。防災指針においては、立地適正化計画で示す目指す都市像の実現に向けて、災害リスクが比較的高いと考えられるこれらのエリアにおける減災・防災の取組みを強化し、居住誘導区域の安全性のさらなる向上に努めます。

防災まちづくりの方針

- ・市民とつくりあげる、災害に強いまちづくり
- ・安全・安心に永く住み続けられるまちづくりの運営
- ・居住誘導区域の減災/防災機能の強化による安全なコンパクトシティの推進
- ・より災害に強いまちをめざす リーディングシティ亀岡

(2) 災害種別の取組方針

本市における災害種別ごとの課題を踏まえたうえで、防災指針において具体的に実施する取組は以下のとおりとします。

表 災害リスクに対する具体的な取組

種別	課題	具体的な取組	想定されるより具体的な取組	リスク回避/リスク低減
洪水	浸水が想定されているエリアにもかかわらず、周辺に避難施設・避難場所や指定避難所等が指定されていない。	・洪水等に対応した避難場所としての施設機能の強化	・住民避難の支援体制の拡充を図るため、仏教会等と連携し、寺院等を活用した災害時の一時避難場所の確保 ・その他、民間事業者などの協力を得て、垂直避難が可能な指定避難所などを指定	リスク回避
	住宅用地として利用されているエリアにおいて浸水深 2.0～3.0m 未満、3.0m 以上の浸水が想定されている。	・水害時避難ビルの確保	・民間事業者などの協力を得て、既存の建築物を水害時避難ビルに指定	リスク回避
		・居住誘導区域内における宅地かさ上げ等の補助の検討	—	リスク低減
		・防災教育・避難訓練の実施の支援	・ハザード情報の周知 ・ハザードマップの活用方法、避難場所等の選び方、避難勧告等の防災情報に関する知識の普及 ・避難訓練の計画等への助言 ・災害・避難カードの作成支援 ・防災・減災をテーマとした出前ミーティングの実施	リスク低減
		・避難行動要支援者への支援	・「避難行動要支援者名簿」の継続的な運用 ・浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者に対する「避難確保計画」の策定の促進	リスク低減
		・各地域における自助・共助の適切な実施に向けた支援	・水害・土砂災害等の災害に精通する専門家による指導	リスク低減

種別	課題	具体的な取組	想定されるより具体的な取組	リスク回避/リスク低減
洪水		・防災士の資格取得の支援	・防災士養成講座の開講 ・市職員・自治会等への資格取得の働きかけ	リスク低減
		・住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供	【平時】 府の河川防災情報システムや市の気象情報システムの周知、使い方講座の実施、複数言語に対応した災害時のサポートツール（アプリ等）の整備 【避難時】 亀岡市同報系デジタル防災行政無線システムやLINE等による非常時の緊急情報の迅速な周知 避難誘導を担う地域住民と連携した、周辺の被害状況の迅速な伝達 高齢者、障がい者等の避難が困難な住民に対する余裕を持った避難指示の発令 【災害時】 道路の交通情報や鉄道の運行情報、救援物資等の物流状況、安否情報等の発信	リスク低減
		・淀川水系桂川上流圏域河川整備計画に基づいた改修整備や市内の河道改修の促進	—	リスク低減
		・出水期に流出等のおそれがある橋梁の架け替え・維持補修の実施	—	リスク低減

種別	課題	具体的な取組	想定されるより具体的な取組	リスク回避/リスク低減
洪水	亀岡駅の北方向へ避難する際、容易にアクセスできるルートがなく、鉄道が避難の妨げになる可能性がある。	・防災教育・避難訓練の実施の支援〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの周知 ・ハザードマップの活用方法、避難場所等の選び方、避難勧告等の防災情報に関する知識の普及 ・避難訓練の計画等への助言 ・災害・避難カードの作成支援 ・防災・減災をテーマとした出前ミーティングの実施 	リスク低減
		・避難路・避難場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の踏切改良 ・府道亀岡園部線の一部両側歩道整備 ・府道亀岡園部線や亀岡駅連絡通路以外の立体アクセスの整備 	リスク低減
	アンダーパス部とその周辺において浸水深 3.0m 以上の浸水が想定されている。	・事前通行規制の実施	—	リスク低減
	住宅用地や商業用地などには利用されていないが、居住誘導区域内で、浸水深 2.0～3.0m 未満の浸水が想定されている箇所がみられる。	・ハザードマップを活用した注意喚起、避難行動の指導	—	リスク低減
		・府の河川情報システム等の周知	—	リスク低減
土砂災害	住宅用地として利用されている傾斜地に隣接する一部のエリアでは、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地）が指定されている。	・京都府への、都市計画基礎調査の実施及びその結果を踏まえた土砂災害防止施設の整備の働きかけ	—	リスク低減
		・土砂災害危険箇所の地権者に対し、防災措置の積極的な指導の実施	—	リスク低減

種別	課題	具体的な取組	想定されるより具体的な取組	リスク回避/リスク低減
土砂災害	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地）に指定されているエリアにもかかわらず、周辺に避難施設・避難場所や指定避難所等が指定されていない。	・土砂災害等に対応した避難場所としての施設機能の強化	—	リスク回避
	住宅用地として利用されている、傾斜地に隣接する一部のエリアでは、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地）が指定されている。	・災害リスクの低いエリアへの居住の誘導	・ハザードマップを活用した、転入者・転居者への注意喚起	リスク回避
		・防災教育・避難訓練の実施の支援〔再掲〕	・災害リスクの周知 ・ハザードマップの活用方法、避難場所等の選び方、避難勧告等の防災情報に関する知識の普及 ・避難訓練の計画等への助言 ・災害・避難カードの作成支援 ・防災・減災をテーマとした出前ミーティングの実施	リスク低減
		・避難行動要支援者への支援〔再掲〕	・「避難行動要支援者名簿」の継続的な運用 ・浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者に対する「避難確保計画」の策定の促進	リスク低減
		・各地域における自助・共助の適切な実施に向けた支援〔再掲〕	・水害・土砂災害等の災害に精通する専門家による指導	リスク低減
		・防災士の資格取得の支援〔再掲〕	・防災士養成講座の開講 ・市職員・自治会等への資格取得の働きかけ	リスク低減

種別	課題	具体的な取組	想定されるより具体的な取組	リスク回避/リスク低減
土砂災害		<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供〔再掲〕 	<p>【平時】</p> <p>府の河川防災情報システムや市の気象情報システムの周知、使い方講座の実施、複数言語に対応した災害時のサポートツール（アプリ等）の整備</p> <p>【避難時】</p> <p>亀岡市同報系デジタル防災行政無線システムやLINE等による非常時の緊急情報の迅速な周知</p> <p>避難誘導を担う地域住民と連携した、周辺の被害状況の迅速な伝達</p> <p>高齢者、障がい者等の避難が困難な住民に対する余裕を持った避難指示の発令</p> <p>【災害時】</p> <p>道路の交通情報や鉄道の運行情報、救援物資等の物流状況、安否情報等の発信</p>	リスク低減
	教育施設として利用されている、傾斜地に隣接する一部のエリアでは、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地）が指定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学における防災教育・避難訓練の実施の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所としての施設の開放や、避難者の受け入れ態勢等への助言 ・障がい学生等、避難行動要支援者に対しての個別避難計画の作成支援 	リスク低減
地震	住宅用地や商業用地として利用されているエリアにおいて、古い木造住宅が倒壊する可能性が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断士派遣事業の実施 ・木造住宅耐震改修事業費補助金（耐震改修、簡易耐震改修、耐震シェルター設置）の交付による木造住宅耐震化の推進 	—	リスク低減

種別	課題	具体的な取組	想定されるより具体的な取組	リスク回避/リスク低減
地震	住宅用地として利用されているエリアにおいて、広範囲に大規模盛土造成地が分布しており、滑動崩落の危険性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震発生等における大規模盛土造成地の変動予測調査の実施 ・必要に応じて対策事業を検討 	—	リスク低減
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育・避難訓練の実施の支援〔再掲〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの周知 ・ハザードマップの活用方法、避難場所等の選び方、避難勧告等の防災情報に関する知識の普及 ・避難訓練の計画等への助言 ・災害・避難カードの作成支援 ・防災・減災をテーマとした出前ミーティングの実施 	リスク低減
液状化	住宅用地や商業用地として利用されているエリアにおいて、液状化発生の可能性が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化予測や事前の液状化対策についての情報発信 	—	リスク低減
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育・避難訓練の実施の支援〔再掲〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの周知 ・ハザードマップの活用方法、避難場所等の選び方、避難勧告等の防災情報に関する知識の普及 ・避難訓練の計画等への助言 ・災害・避難カードの作成支援 ・防災・減災をテーマとした出前ミーティングの実施 	リスク低減

5 実施プログラム

防災指針に基づく防災対策・安全確保策は、計画的に進める必要があり、目標年次に至るまでの短期（5年）、中期（概ね10年）の達成目標についても設定することが考えられます。

以下は、本計画の防災指針における具体的な取組に関する実施プログラムです。

表 取組の実施時期の目標

種別	土砂	洪水	地震	取組内容・事業	実施時期の目標		
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	●	●	●	避難場所、避難ビル等の確保	→		
	●	●		災害リスクの低いエリアへの居住の誘導	→		
リスク低減		●		タイムライン（防災行動計画）の策定	→		
		●		居住誘導区域内における宅地かさ上げ等の補助の検討	→		
		●		桂川本川の整備や市内の河道の改修整備を実施	→		
		●		橋梁の架け替え・維持補修	→		
	●			土砂災害防災施設の整備	→		
			●	木造住宅の耐震化に係る事業の推進	→		
	●	●	●	災害リスクの周知及び防災教育の実施支援	→		

6 災害リスクを踏まえた目標値の設定

本指針で定めた方針と、それに基づく取組について、災害リスクの低減を目指して計画的に取り組むため、目標年次に至るまでの短期（5年）、中期（概ね10年）の達成目標について以下に設定します。

目標と設定理由		基準値	目標値
居住誘導区域内の災害リスクのあるエリア内における人口	居住誘導区域内の土砂災害警戒区域における人口を減らすことにより、災害リスクの低減を目指します。	3,318人（R2）※1	2,862人（R12）※2 2,634人（R17）

※1 令和2年国勢調査より

※2 推計は単純線形：次式より算出し、少数は四捨五入。R2年の人口、H22年の人口は各年国勢調査より

- ・（年当たり増減）＝{(R2年の人口)-(H22年の人口)} /10
- ・（R12年の人口）＝（R2年の人口推計）+10×（年当たり増減）
- ・（R17年の人口）＝（R2年の人口）+15×（年当たり増減）